

**女性活躍推進法に基づく
特定事業主行動計画**

令和3年4月

尾花沢市大石田町環境衛生事業組合

尾花沢市大石田町環境衛生事業組合における女性職員の活躍の推進に関する 特定事業主行動計画（第二期）

令和3年4月1日

尾花沢市大石田町環境衛生事業組合管理者

尾花沢市大石田町環境衛生事業組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合管理者が策定する特定事業主行動計画です。

I. 計画期間

本計画の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とします。

※法は、平成28年度から令和7年度までの10年間の時限法

II. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本組合では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、各年度の実施状況を把握し、計画期間中であっても必要に応じて計画の見直しを行います。

III. 女性職員の活躍の推進に向けた取り組みと数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。）第2条に基づき、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき状況について分析を行いました。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定します。

なお、数値目標については、第一期計画期間の最終年度である令和7年度末を目標年次として設定します。

1. 休暇等の取得促進（ワーク・ライフ・バランス^(※1)の推進）

① 年次有給休暇・夏季休暇等について

ア 家族・地域との関わりを持つ機会の充実を図るため、家族の誕生日等の記念日、子どもの学校行事、地域のお祭り等の行事などの際に年次有給休暇を取得することを奨励します。

イ 年次有給休暇や夏季休暇を週休日や祝日と組み合わせ、連続取得することを推進します。

ウ 年次有給休暇の目標平均取得日数を12日とします。（月に1日以上を取得を目標）

② 男性の子育て目的の休暇等について

ア 子どもの出生時^(※2)と育児参加のための父親の特別休暇制度^(※3)について周知を図り、対象となる職員が積極的に取得できるように配慮します。

(※1) ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指す。

(※2) 子どもの出生時（配偶者出産休暇）

【尾花沢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第14条別表第2(13)】

職員の妻が出産のため病院に入院する等の日から出産後2週間までの間に最大2日取得できる。

(※3) 育児参加のための父親の特別休暇制度（配偶者出産に伴う養育休暇）

【尾花沢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第14条別表第2(14)】

職員の妻の出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合は14週間）前の日から出産後8週間までの間に、当該出産に係る子又は小学校就学前の子の養育のための場合において最大5日取得できる。

2. 健康増進に関すること

ア 健康診断の結果、再検査が必要だと診断された職員に対し受診勧奨を行い、100%の再検査受診率にします。

イ ストレスチェック診断を受検した結果、不調者と診断された職員のうち、希望する職員には、産業医との面談の場を設定します。（尾花沢市と連携して実施）

以上